

千葉県奨学資金の概要について

1 関係法規等	(1) 千葉県奨学資金貸付条例 (2) 千葉県奨学資金貸付条例施行規則								
2 目的	経済的理由により修学が困難な者に対し、予算の範囲内で修学上必要な学資を貸付け、これらの者の修学を容易にすることにより有為な人材を育成することを目的とする。								
3 資格	高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程に在学する者で、次の要件を備えている者 一 未成年者等の場合、保護者が県内に住所を有する者。独立の生計を営む成年者の場合、本人が県内に住所を有する者 二 修学意欲があり、性行が正しい者であること 三 経済的理由によって修学が困難な者であること 四 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による修学資金及び「千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例」による修学奨励資金の貸付けを受けていない者であること								
4 募集人員	予算の範囲内 予算額 723,790千円（平成30年度当初予算） ※平成29年度実績（見込み）：貸付者 1,576名 貸付総額 499,332千円								
5 申請先	千葉県立学校：各学校 / その他の学校：学校を通じて県教育委員会								
6 募集時期	第1次：4～5月中旬、第2次：9～10月上旬、緊急貸付：随時								
7 貸付月額	貸付月額を下表から選択する。（貸付中の額の変更も可） <table border="1" data-bbox="464 1339 903 1527"> <thead> <tr> <th>貸付月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>30,000円（私学のみ）</td> </tr> </tbody> </table> ※希望した場合、自宅外通学等、個別の状況に応じて月額を加算する場合がある。	貸付月額	10,000円	20,000円	30,000円（私学のみ）				
貸付月額									
10,000円									
20,000円									
30,000円（私学のみ）									
8 返還	月賦、半年賦又は年賦の均等払いで下表の年数以内。（返還計画の変更も可） <table border="1" data-bbox="464 1624 1169 1888"> <thead> <tr> <th>貸付けを受けた奨学資金の額</th> <th>年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80万円以下のもの</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>80万円を超え110万円以下のもの</td> <td>12年</td> </tr> <tr> <td>110万円を超えるもの</td> <td>14年</td> </tr> </tbody> </table> (日本学生支援機構の規定に準じた返還猶予あり)	貸付けを受けた奨学資金の額	年数	80万円以下のもの	10年	80万円を超え110万円以下のもの	12年	110万円を超えるもの	14年
貸付けを受けた奨学資金の額	年数								
80万円以下のもの	10年								
80万円を超え110万円以下のもの	12年								
110万円を超えるもの	14年								